

議案第61号

恩地地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年 6月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年6月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成16年 1月 1日現在の地番による。)
大字恩地字菅谷	大字恩地字菅谷の全域 大字恩地字寺ノ谷86の2
大字恩地字寺谷口	大字恩地字寺谷口の全域 大字恩地字寺ノ谷88の2、91の2、92の3から92の5まで及び87と一体をなす国有地の一部 大字恩地字中井谷93の4、93の5
大字恩地字寺ノ谷	大字恩地字寺ノ谷のうち 86の2、88の2、91の2、92の3から92の5まで 及び87と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字恩地字中井谷	大字恩地字中井谷のうち93の4、93の5、141の3及び140と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字恩地字家脇449
大字恩地字家脇	大字恩地字中井谷140と一体をなす国有地の一部 大字恩地字家脇のうち449以外の区域 大字恩地字前河原164の1、167の1と一体をなす国有地の一部 大字恩地字屋敷通276の2、278の2、278の3及びこれらと一体をなす国有地並びに 194の1から194の3まで、195の3、202の3、461と一体をなす国有地の一部
大字恩地字前河原	大字恩地字前河原のうち164の1と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字恩地字屋敷通	大字恩地字屋敷通のうち261の2、276の2、278の2、278の3及びこれらと一体をなす国有地並びに 194の1から194の3まで、195の3、202の3、218、262の1、262の2、461と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字恩地字奥田	大字恩地字中井谷141の3 大字恩地字屋敷通261の2及びこれらと一体をなす国有地並びに262の1、262の2と一体をなす国有地の一部 大字恩地字奥田の全域 大字恩地字奥田谷319と一体をなす国有地の一部
大字恩地字金山	大字恩地字屋敷通218と一体をなす国有地の一部 大字恩地字金山の全域
大字恩地字奥田谷	大字恩地字奥田谷のうち319と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字恩地字屋敷通	大字恩地字奥田	大字恩地字金山	大字恩地字奥田谷
大字恩地字屋敷通のうち261の2、276の2、278の2、278の3及びこれらと一体をなす国有地並びに 194の1から194の3まで、195の3、202の3、218、262の1、262の2、461と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字恩地字中井谷141の3 大字恩地字屋敷通261の2及びこれらと一体をなす国有地並びに262の1、262の2と一体をなす国有地の一部 大字恩地字奥田の全域 大字恩地字奥田谷319と一体をなす国有地の一部	大字恩地字屋敷通218と一体をなす国有地の一部 大字恩地字金山の全域	大字恩地字奥田谷のうち319と一体をなす国有地の一部以外の区域